

# 令和5年度 長崎労働行政のあらまし



西九州新幹線かもめ号(長崎駅)

## 目次

I 長崎の労働行政を取り巻く情勢	1
II 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響 を踏まえた総合労働行政機関としての政策の推進	2
III 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	3
IV 個人の主体的なキャリア形成の促進	3
V 安心して挑戦できる労働市場の創造	4
VI 多様な人材の活躍促進	6
VII 多様な選択を力強く支える環境整備	10
○ 長崎労働局の組織	12
○ 労働基準監督署、総合労働相談コーナー所在地一覧	13
○ 公共職業安定所(ハローワーク)所在地一覧	14



厚生労働省 長崎労働局

労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)



<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/>

## 1 雇用をめぐる動向

### (1) 最近の雇用情勢

感染対策の緩和や全国旅行支援等により、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ経済活動の回復が続いています。

これを受け、求人数は、増加傾向で推移するも、求職者は求人ほどの増加が見られず、停滞しています。

主要産業別の求人の状況では、旺盛な需要を背景に半導体関連の製造業や、観光需要の回復が続く宿泊業・飲食サービス業からの求人が増加しています。

### (2) 若年者の雇用状況

本県の若年者の雇用状況については、令和5年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定率が令和5年1月末現在で93.1%となり、対前年同月比1.6ポイント上昇しました。

また、就職希望者が2,492人（前年2,470人）に対し、求人数は4,940人（前年4,300人）となり、求人数は対前年度比で14.9%増加しました。

### (3) 高年齢者の雇用状況

令和4年6月1日現在の高年齢者の雇用状況等については、高齢法に基づく65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業（常時雇用する労働者が21人以上の企業）は99.4%と前年比0.1ポイント減少しました。

また、70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は、25.6%と前年比0.5ポイント増加し（全国平均27.9%）、70歳以上まで働ける制度のある企業は40.3%と前年に比べ1.7ポイント増加しました（全国平均39.1%）。（令和4年「高年齢者の雇用状況等」）

### (4) 女性の雇用状況

令和2年「国勢調査」によると、本県の女性の労働力率（人口に占める労働力人口の割合）は51.3%で、全国（54.2%）と比較すると、2.9ポイント下回りました。

また、女性の雇用者数は243千人（全国22,361千人）となり、前回の調査（平成27年）と比べると、横ばいとなりました（全国918千人増加）。

### (5) 非正規雇用労働者の雇用状況

令和2年国勢調査による本県の非正規雇用労働者数（勤務先での呼称が「パート・アルバイト・その他」及び「労働者派遣事業の派遣社員」）は、役員を除く雇用者総数の33.0%（16.1万人）を占めており、全国（34.4%）と比較すると、1.4ポイント下回りました。

また、男女別では、男性が17.2%（全国18.4%）、女性は49.1%（全国52.0%）となりました。

## (6) 障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在の障害者の雇用状況については、民間企業（常時雇用する労働者が43.5人以上規模の企業）での雇用障害者数が3,657.0人（前年同日比4.5%増）と過去最高を更新するなど、一層の進展が見られます。実雇用率については、2.80%と法定雇用率（2.3%）を上回っており、法定雇用率を達成している民間企業の割合についても、62.4%と全国平均の48.3%を大きく上回りました。

## (7) 職業訓練の実施状況

公的職業訓練の令和4年度の実施状況については、令和5年1月末現在で、公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は、1,424人となっています。また、求職者支援制度における職業訓練（求職者支援訓練）の受講者数は、229人となっています。

## 2 労働条件をめぐる動向

### (1) 相談・申告等の状況

労働基準関係法令上問題が認められる申告事案が160件（令和4年）寄せられています。

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者の置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払（休業手当含む）や解雇などの事案については、優先的に監督指導を実施しています。

長時間労働、賃金不払い残業などに関する投書等の情報は、その内容や状況を踏まえた上での的確に対応しています。

### (2) 労働時間の状況

令和3年における年間総実労働時間は、事業所規模30人以上の一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）で1,993時間（所定内労働時間は1,825時間、所定外労働時間は168時間）となっており、令和2年より3時間増加するとともに、全国平均の1,937時間に比べて長い状況が続いています。（「毎月勤労統計調査」）

### (3) 労働災害・労災補償の状況

令和4年の労働災害発生状況は、死亡災害4件（うち新型コロナウイルス感染症によるもの1件、前年比5件減）、休業4日以上之死傷災害は3,300件（同1,662件、前年比1,509件増）となっています。

また、令和3年度の労災保険の新規受給者数は、6,459人（前年度比225人増）となっています。

## II 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は長崎県内の経済に大きな影響を及ぼし、飲食・宿泊などの特定の業種における非正規雇用労働者の働く場の減少、休業・シフト減による労働時間（収入）の減少など雇用にも影響を与えました。こうした中で、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据えて、雇用の維持を主とした施策から、円滑な労働移動等へ施策の軸足を移しながら、賃金引上げの促進、人への投資、多様な働き方の推進等の主要な課題に取り組みます。

### Ⅲ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

#### (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げに向けて業務改善や生産性向上に取り組む県内の中小企業・小規模事業者に対し、業務改善助成金等の活用を促すことにより、賃金の引上げを支援します。

また、本省ホームページに開設された企業の賃金引き上げに向けた取組事例、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金がわかる検索機能などを掲載した「賃金引き上げ特設ページ」を広く周知することで、中小企業・小規模事業者が賃金引上げに向けた情報を得られるよう支援します。

#### (2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向及び地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう、長崎地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

特定業種別最低賃金	最低賃金額(円)	有効期日	適用範囲等
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875	令和4年12月7日	1. はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業 2. はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業 3. はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業
電子機器・デバイス、電子技術、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	令和3年12月29日	1. 電子機器・デバイス製造業、電子技術製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業 2. 電子機器・デバイス製造業、電子技術製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
船舶製造・修繕業、船舶機械製造業	875	令和4年11月29日	1. 船舶製造業、船舶修繕業、船舶機械製造業 2. 船舶製造業、船舶修繕業、船舶機械製造業

#### (3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は職業安定部による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

#### (4) 「賃金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導

令和5年4月1日から、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、通貨のほか、従来から認められていた銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への賃金の振込み等に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への賃金の資金移動による支払が可能となります。そのため、労働局及び監督署においても、労働者及び使用者に対し制度の周知を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合は速やかに必要な指導を行います。

### Ⅳ 個人の主体的なキャリア形成の促進

#### (1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

長崎県地域職業能力開発促進協議会において、①地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、②訓練修了者や当該修了者を採用した企業等のヒアリングによる訓練効果の把握・検証により、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定等に取り組めます。

(2) キャリア形成・学び直し支援センターとの連携によるキャリア形成と学び直しの支援  
令和5年度に創設される「キャリア形成・学び直し支援センター」では、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対し、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会の提供や訓練情報の提供等を積極的に実施します。

(3) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現に取り組みます。

併せて、当該分野の就職先の確保のため、求人開拓を積極的に実施します。

(4) 在籍型出向等の取組の支援

公益財団法人産業雇用安定センター等の機関と連携し、在籍出向を活用した雇用維持に取り組む事業主を支援します。

また、産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース・スキルアップ支援コース）の活用を図り、在籍型出向により雇用維持に取り組む事業主や賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを行う事業主を支援します。

## V 安心して挑戦できる労働市場の創造

### 1 労働市場の強化・見える化

(1) 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

令和4年10月に施行された改正職業安定法の周知及び指導監督の実施を通じて、労働者の募集情報等提供事業に係る適正な運営を確保します。また、労働者派遣法違反又はその疑いのある派遣元事業主の指導監督に万全を期し、同一労働同一賃金に加え雇用安定措置に関する事項など、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。

(2) 円滑な労働移動に資する情報等の整備

職場情報総合サイト（しょくばらば）及び職業情報提供サイト job tag（日本版 O-NET）を活用し、求人・求職の効果的なマッチングを図るとともに、ジョブ・カードの活用促進を図ります。

### 2 賃金上昇を伴う労働移動の支援

(1) 就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の推進

経験のない職業を希望する就職困難者、離職を余儀なくされた方又は中高年齢者を一定以上雇い入れ、賃金の引上げを行う事業主に対する助成制度（特定求職者雇用開発助成金、労働移動支援助成金、中途採用等支援助成金）の活用を促進し、賃金上昇を伴う労働移動を推進します。

- (2) 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県の取組等の支援  
「長崎県雇用対策協定」及び令和4年度に新たに締結した「長崎市雇用対策協定」、「佐世保市雇用対策協定」に基づき、地域の実情に応じた雇用対策を実施します。
- (3) 就職困難者のデジタル分野への労働移動の推進  
デジタルなどの成長分野への労働移動を進めるため、就職困難者を、その業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して高額助成（特定求職者雇用開発助成金）の活用を促進します。

### 3 継続的なキャリアサポート・就職支援

- (1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援  
オンラインによる職業相談やオンラインを活用した各種セミナー等を実施することで、サービスの向上を図ります。
- (2) 人材確保対策コーナーでの支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進  
医療・介護・保育分野などのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。  
また、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の掘り起し、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。
- (3) 雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援  
ハローワーク、訓練実施機関及び福祉人材センターが連携を強化し、業界の理解促進・魅力発信を行う等人材確保支援に取り組みます。  
また、介護・障害福祉分野訓練卒の充実のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せを実施し、就職後の職場定着に向けた取組として、雇用管理改善に関する事業主への助成等を実施します。
- (4) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援  
非正規雇用労働者等の早期再就職を実現するために、担当者制での個別支援を強化し、求職者ニーズに応じた再就職を支援します。
- (5) 求職者支援制度による再就職支援  
雇用保険を受給できない方の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。
- (6) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援  
生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体と連携して、巡回相談や地方公共団体庁舎内のハローワーク常設窓口における相談支援等を実施することにより、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の履行確保

募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女の均等取扱いについて、報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。

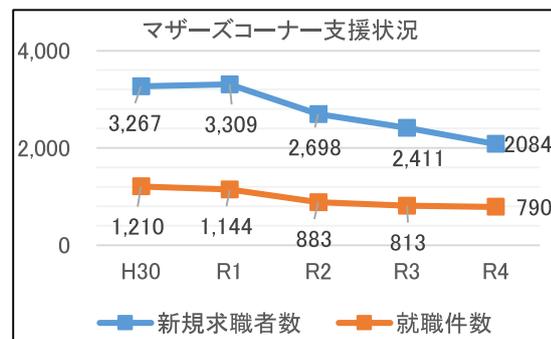
また、女性活躍推進法に基づく改正省令により新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について履行確保を図り、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促します。

(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。

(3) マザーズコーナーによる子育て中の女性等に対する就職支援

ハローワークに設置している「マザーズコーナー」を中心に、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保に努めます。



※ 令和4年度は1月末時点

(4) 不妊治療と仕事との両立支援

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定の取得を促します。

また、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等により理解を広げ、さらに助成金の活用促進により不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。



(5) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について、事業主が適切に措置を講じるよう周知・指導等を行うとともに、助成金の支給等により、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得することができる職場環境の整備を図ります。

## 2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。

また、「長崎働き方改革推進支援センター」の社会保険労務士等による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等と併せ、業種別団体等に対する支援を実施するなど、きめ細かな支援を行います。

非正規雇用労働者の正社員化（紹介予定派遣を通じた正社員化も含む）や処遇改善に取り組む事業主に対して、キャリアアップ助成金の活用を通じた支援を行います。

(2) 無期転換ルールの円滑な運用

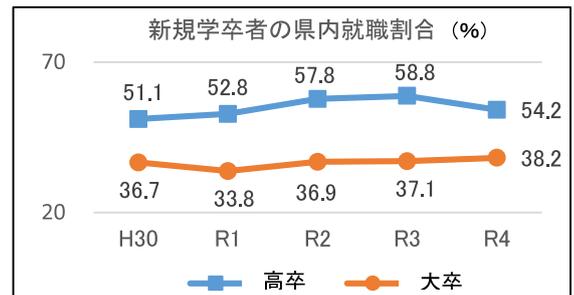
令和6年4月から、無期転換申込権が発生する契約更新時において、労働基準法に基づく労働条件の明示事項として、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件が追加されることから、これらを含めた無期転換ルールの円滑な運用のための周知を徹底します。

## 3 新規学卒者等への就職支援

(1) 新規学卒者等への就職支援

新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施します。

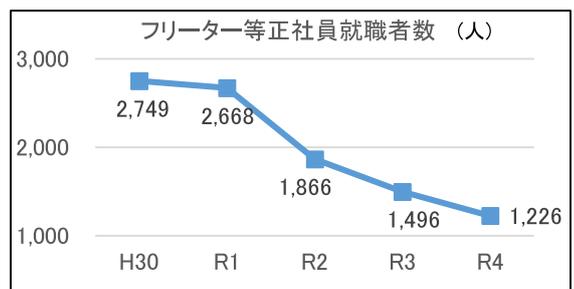
※ 令和4年度は1月末時点



(2) フリーターへの就職支援

わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を通じて、正社員への就職を支援します。

※ 令和4年度は1月末時点



## 4 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

不安定な就労状態にある方が抱える複雑な課題・状況を踏まえ、担当者制による個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援を実施します。

- (2) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用  
ハローワークに設置している就職氷河期世代の専門窓口等と連携し、事業主・対象労働者に対し、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の周知広報を行い、積極的な活用を推進します。
- (3) 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援  
就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体等と連携し、職業的自立に向けた継続的な支援を実施します。
- (4) ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援  
官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の協力を得ながら、支援策の周知広報、企業説明会等の開催を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組みます。

## 5 高齢者の就労・社会参加の促進

- (1) 70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援  
70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成に取り組めます。  
また、60 歳から 64 歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業を支援します。
- (2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口のマッチング支援  
65 歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク長崎、佐世保、諫早及び大村に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援やチームによる効果的なマッチング支援を行います。
- (3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援  
高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン) 及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図ります。
- (4) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保  
高齢求職者の多様な就業ニーズに対応するため、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対し、ハローワークはシルバー人材センターへの誘導を行います。

## 6 障害者の就労促進

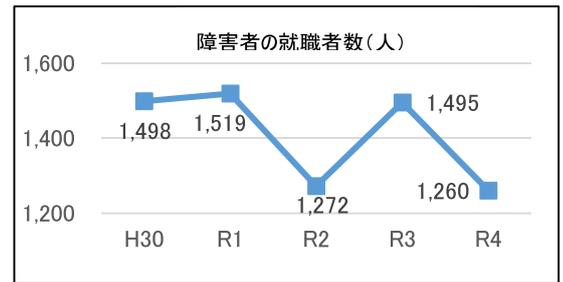
- (1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等  
ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇入れ支援を積極的に行い、併せて、特に障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等に取り組めます。

(2) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

改正障害者雇用促進法の施行に当たり、改正法の趣旨を踏まえ、雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を積極的に行います。

(3) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに配置した専門の担当者は、多様な障害特性に対応した就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を推進します。



※ 令和4年度は1月末時点

(4) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援

ハローワークは、障害者をテレワークにより雇用することを検討している事業所等に対しては、本省が委託して実施する企業向けのガイダンス及びコンサルティングに誘導して、テレワークの推進を図ります。

(5) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークが啓発・助言等を行います。また、職場定着の支援を引き続き推進するため、障害特性に応じた個別支援や障害に対する理解促進のための研修等を行います。

## 7 外国人に対する支援

(1) 外国人求職者等に対する就職支援

留学生コーナーを中心に県内各大学との連携を強化し、就職を希望する留学生等の意識啓発からマッチング、就職後の定着支援まで、段階に応じたきめ細かな支援を実施します。

また、定住外国人等に対しては、ハローワークにおける職業相談等、安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

(2) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

電話通訳(多言語コンタクトセンター及びハローワークコールセンター多言語窓口)やハローワークに配備している多言語音声翻訳機器を活用した相談支援を実施します。

(3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、外国人雇用管理アドバイザーや就職支援コーディネーターを活用した雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を実施します。

また、外国人労働者が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成(人材確保等支援助成金)を行います。

#### (4) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

労働基準部監督課外国人労働者相談コーナー（ベトナム語）に配置している外国人労働者労働条件相談員による労働条件等に関する相談対応を行います。

また、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を周知すること等により、労働災害防止対策を推進します。

## Ⅶ 多様な選択を力強く支える環境整備

### 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

#### (1) ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。

#### (2) 良質なテレワークの導入・定着促進

様々な機会を捉え、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を周知します。

#### (3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援

副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、労働者自身が副業・兼業先を含む労働時間や健康状態を管理できるアプリ（マルチジョブ健康管理ツール）の周知を行います。

また、労働者の希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等について、わかりやすい解説パンフレット等を活用した周知を行います。

#### (4) フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援

フリーランスの方から発注者との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、「フリーランス 110 番」を紹介するとともに、フリーランスとして業務を行っていても、労働基準法等における労働者に該当する場合は引き続き法に基づき適切に対応します。

### 2 安全で健康に働くことができる職場づくり

#### (1) 長時間労働の抑制

過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する監督指導等を徹底します。

#### (2) 労働条件の確保・改善対策

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であることから、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働災害が増加傾向にある第三次産業等については、転倒災害防止対策や腰痛予防対策などの企業の自主的な安全衛生活動の促進を図ります。

その他、高齢労働者に関する「エイジフレンドリーガイドライン」等の周知、メンタルヘルス対策等の推進、新たな化学物質規制の周知及び石綿ばく露対策の徹底を図ります。



※ R2～R4年は新型コロナウイルス感染症を含む。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に努めます。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となること等について積極的に周知を行います。

過労死等の労災保険請求・支給決定状況

	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	請求	決定	請求	決定	請求	決定	請求	決定	請求	決定
脳血管疾患	9	0	8	2	8	3	3	1	9	0
虚血性心疾患	5	2	1	1	1	0	3	1	4	0
精神障害	20	4	22	7	8	8	24	3	21	4

(5) 総合的なハラスメント対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対しては、厳正な指導を実施します。

(6) 職場における感染防止対策等の推進

長崎労働局に設置している「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において事業者や労働者からの職場での新型コロナウイルス感染拡大防止に係る相談への対応を行うとともに、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策の取組を推進します。

# 長崎労働局の組織

## 総務部

総務課	総務・人事・会計、情報公開等
労働保険徴収室	労働保険の適用徴収 (加入指導、納付督促、事務組合監査等)

## 雇用環境・均等室

働き方改革、男女雇用機会均等、女性活躍の推進、パートタイム・有期雇用労働対策、ハラスメント防止対策、育児や介護との両立支援、総合労働相談等

## 労働基準部

監督課	労働条件の確保、事業場の監督指導
健康安全課	産業安全（労働災害の防止等） 労働衛生（健康保持増進）
賃金室	最低賃金及び最低工賃等、賃金等の統計・調査
労災補償課	労災補償（業務災害、通勤災害） 社会復帰促進等事業（アフターケア、義肢・装具等）

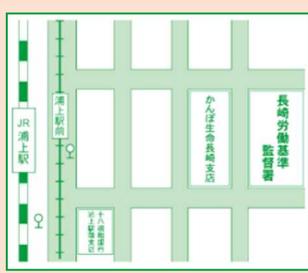
## 職業安定部

職業安定課	職業紹介、雇用保険業務、若年者対策、生活保護受給者等就労自立促進事業等
職業対策課	高年齢者・障害者・就職困難者等の雇用促進、外国人労働者等の雇用対策、雇用の創出・拡大雇用関係助成金業務等
訓練課	職業訓練、福祉人材確保等
需給調整事業室	労働者派遣事業、有料職業紹介等

労働基準監督署  
(6 監督署、2 駐在事務所)

公共職業安定所（ハローワーク）  
(8 安定所、2 出張所)

労働基準監督署、総合労働相談コーナー所在地



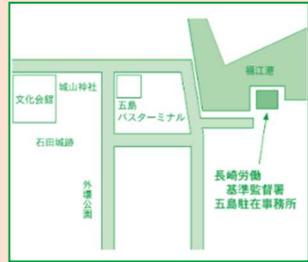
**長崎  
労働基準監督署**

〒852-8542  
長崎市岩川町16-16  
長崎合同庁舎2階  
TEL 095-846-6353



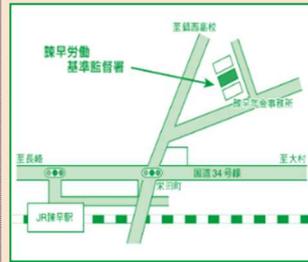
**島原  
労働基準監督署**

〒855-0033  
島原市新馬場町905-1  
TEL 0957-62-5145



**長崎労働基準監督署  
五島駐在事務所**

〒853-0015  
五島市東浜町2-1-1  
福江地方合同庁舎内  
TEL 0959-72-2951



**諫早  
労働基準監督署**

〒854-0081  
諫早市栄田町47-37  
TEL 0957-26-3310



**佐世保  
労働基準監督署**

〒857-0041  
佐世保市木場田町2-19  
佐世保合同庁舎3階  
TEL 0956-24-4161



**対馬  
労働基準監督署**

〒817-0016  
対馬市厳原町東里  
341-42  
厳原地方合同庁舎内  
TEL 0920-52-0234



**江迎  
労働基準監督署**

〒859-6101  
佐世保市江迎町長坂  
123-19  
TEL 0956-65-2141

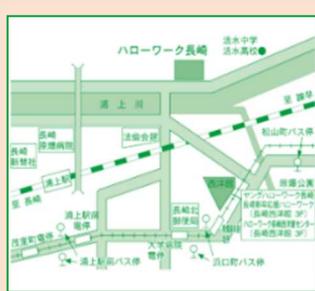


**対馬労働基準監督署  
杵岐駐在事務所**

〒811-5133  
杵岐市郷ノ浦町本村  
触620-4  
杵岐地方合同庁舎内  
TEL 0920-47-0467

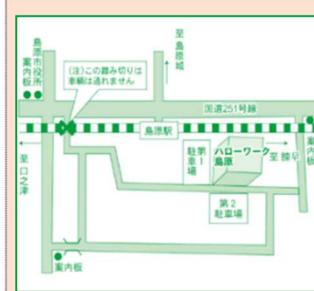
長崎労働局総合労働相談コーナー	長崎市万才町 7-1 TBM長崎ビル 3階	095-801-0023
長崎総合労働相談コーナー	長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎 2階 長崎労働基準監督署内	095-846-6390
佐世保総合労働相談コーナー	佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 3階 佐世保労働基準監督署内	0956-24-4161
江迎総合労働相談コーナー	佐世保市江迎町長坂 123-19 江迎労働基準監督署内	0956-65-2141
島原総合労働相談コーナー	島原市新馬場町 905-1 島原労働基準監督署内	0957-62-5145
諫早総合労働相談コーナー	諫早市栄田町 47-37 諫早労働基準監督署内	0957-26-3310
杵岐総合労働相談コーナー	杵岐市郷ノ浦町本村触 620-4 杵岐地方合同庁舎 対馬労働基準監督署 杵岐駐在事務所内	0920-47-0501

公共職業安定所（ハローワーク）所在地



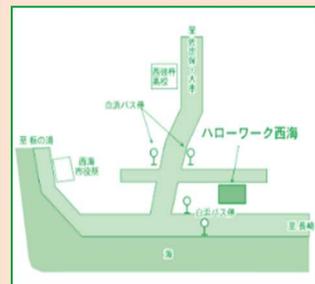
長崎  
公共職業安定所

〒852-8522  
長崎市宝栄町4-25  
TEL 095-862-8609



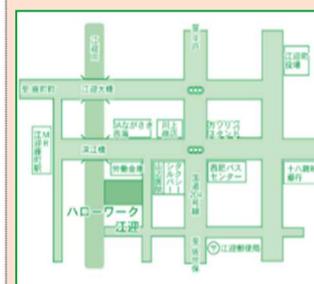
島原  
公共職業安定所

〒855-0042  
島原市片町633  
TEL 0957-63-8609



長崎公共職業安定所  
西海出張所

〒857-2303  
西海市大瀬戸町瀬戸  
西浜郷412  
TEL 0959-22-0033



江迎  
公共職業安定所

〒859-6101  
佐世保市江迎町長坂  
182-4  
TEL 0956-66-3131



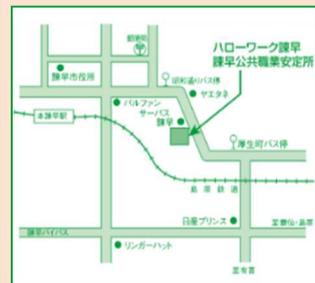
佐世保  
公共職業安定所

〒857-0851  
佐世保市稲荷町2-30  
TEL 0956-34-8609



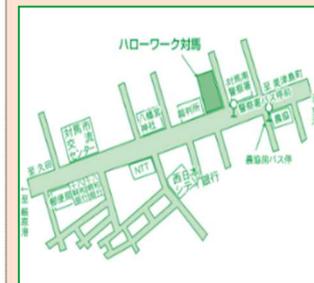
五島  
公共職業安定所

〒853-0007  
五島市福江町7-3  
TEL 0959-72-3105



諫早  
公共職業安定所

〒854-0022  
諫早市幸町4-8  
TEL 0957-21-8609



対馬  
公共職業安定所

〒817-0013  
対馬市巖原町中村  
642-2  
TEL 0920-52-8609



大村  
公共職業安定所

〒856-8609  
大村市松並1-213-9  
TEL 0957-52-8609



対馬公共職業安定所  
壱岐出張所

〒811-5133  
壱岐市郷ノ浦町本村  
触620-4  
壱岐地方合同庁舎内  
TEL 0920-47-0054

ハローワークプラザ長崎	長崎市築町 3-18 メルカつきまち 3階	095-823-0810
ヤングハローワーク長崎 ※令和5年6月に移転予定	長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 3階 移転先：長崎市築町 3-18 メルカつきまち 4階	095-819-9000
ハローワークプラザ佐世保	佐世保市松浦町 2-28 J Aながさき西海会館 3階	0956-24-0810
松浦市地域職業相談室	松浦市志佐町里免 365 松浦市役所別館	0956-73-0530



# 厚生労働省 長崎労働局

〒850-0033 長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル



■ 総務部		
総務課	TEL	095-801-0020
労働保険徴収室	TEL	095-801-0025
■ 雇用環境・均等室	TEL	095-801-0050
長崎労働局総合労働相談コーナー		
	TEL	095-801-0023
■ 労働基準部		
監督課	TEL	095-801-0030
健康安全課	TEL	095-801-0032
賃金室	TEL	095-801-0033
労災補償課	TEL	095-801-0034
(レセプト審査)	TEL	095-801-0019
■ 職業安定部		
職業安定課	TEL	095-801-0040
職業対策課	TEL	095-801-0042
訓練課	TEL	095-801-0044
需給調整事業室	TEL	095-801-0045